

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	和歌山県串本町 自立支援給付費等支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、自立支援給付費等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県串本町長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付費等支給事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)による自立支援給付(障害福祉サービス)の支給決定等に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 障害者福祉管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス支給決定対象者情報等	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表21、51、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37、75、144、145、146の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県串本町福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県串本町(福祉課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県串本町(福祉課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者から提供を受けたマイナンバーで真正性確認を実施している。また、マイナンバー及び本人情報が記載された書類は施錠できる書棚に保管し、不要となったマイナンバー及び本人情報が記載された書類は、速やかに廃棄している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー及び本人情報が記載された書類や電子媒体は施錠できる書棚に保管し、不要となったマイナンバー及び本人情報が記載された書類は、速やかに廃棄している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月15日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第12項、第34項、第64項	番号法第9条第1項 別表21、51、117の項	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年4月15日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報照会 番号法別表第二 第20項、第53項、第108項、第109項、第110項 情報提供 番号法別表第二 第16項、第26項、第87項、第116項	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37、75、144、145、146の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年4月15日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年4月15日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年4月15日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業	－	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加
令和7年4月15日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加